

独立行政法人航海訓練所
平成15年度業務実績評価調書

平成16年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成15年度業務実績評価調書：独立行政法人航海訓練所

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

| 項目 | | 評定 | 評定理由 | 意見 |
|--|--|----|--|----|
| 中期計画 | 平成15年度計画 | | | |
| 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 組織運営の効率化の推進 ・次世代対応練習船の整備 ・平成16年度早期から5隻の船隊に再編整理して効率化 ・配乗計画の見直し | ・平成16年度からの練習船5隻体制への再編整理を推進するため、次世代対応練習船を年度内に進水 | 2 | ・次世代対応練習船を計画どおり年度内に進水させている。 | |
| (2) 人材の活用の推進 ・必要な役職員を確保 ・220名以上の人事交流 | ・必要な役職員を確保 ・44名以上の人事交流 | 2 | ・必要な役職員が確保されている。 ・人事交流の実績は49名であり、目標値を上回っている。 | |
| (3) 業務運営の効率化の推進 ・訓練機材等の計画的な整備と訓練施設の効率的な運用により稼働率の向上を図り、練習船の学生充足率を概ね70%とする | ・次世代練習船の建造 ・既存練習船の計画的整備 | 2 | ・既存練習船の整備が計画どおり実施されるとともに、次世代対応練習船を進水させ5隻体制に向けた航海訓練に備えている。 | |
| ・施設管理業務等の外部委託検討 ・一般管理費を2%程度抑制 | ・施設管理業務等の外部委託方法を検討 ・一般管理費を2%程度抑制 | 2 | ・公用車運転業務の一部外部委託化の取りやめ、船・陸間の情報を共有するためのシステムの導入等、業務運営の効率化が図られている。 ・一般管理費の抑制に関し2.5%（519千円）の節約が図られている。 | |

| | | | | |
|--|---|---|--|---|
| <p>2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 航海訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人航海訓練所法に基づき対象となる実習生に対する航海訓練の実施 ・関係法令の遵守及び関係機関の意見の反映 | <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人航海訓練所法に基づき対象となる実習生に対する航海訓練を実施 ・関係法令の遵守及び関係機関の意見の反映 ・海員学校インターンシップ制度に対応した訓練の実施 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる実習生に対して航海訓練が実施されており、訓練課程の設定及び配乗については関係法令が遵守されるとともに、GMDSS資格に係る訓練等関係機関の意見の反映がなされている。 ・海員学校インターンシップ課程には実習依頼はなかったが計画どおり準備が進められている。 | |
| <p>(a) 訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>三級海技士養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の技術革新等に対応する訓練及びGMDSS資格訓練等の導入のための見直し・充実 <p>四級海技士養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の技術革新等に対応するための見直し ・内海等狭水域及び狭水路航行に係る訓練を充実 | <p>三級海技士養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学及び海大機関科の訓練課程及び実習用の指導要領の見直し ・実践的海事英語訓練の訓練方法の確立 <p>四級海技士養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練課程及び指導要領の見直し ・狭水道航行訓練の充実等 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり、大学及び海技大学校機関実習生用の訓練課程及び指導要領の見直しを行っている。また、海事英語訓練についてはアシスタントアドバイザーを招聘し実験調査を開始している。 ・内航海運の実態把握に努め、カリキュラムに反映させ、実習では狭水域航行及び出入港回数を増やした航海計画を立て、訓練を充実させている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・アシスタントアドバイザーを招聘して海事英語訓練に取り組んでいることは評価するものの、航海訓練における英語教育は極めて重要であり、さらなる積極的な取り組みが必要である。 ・内航即戦力化に対応した実習訓練として高く評価できる。 |
| <p>(b) 実習生の適正な配乗計画と受入計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員教育機関の定員、受入実績及び養成定員の変更を踏まえた受入計画を立案 ・養成内容、関係法令の要件等に基づいた配乗を計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・5隻体制での最適配乗を策定 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・16年度から実施される5隻体制の配乗計画が各船員教育機関との間で調整し策定されている。 | |
| <p>(c) 訓練の達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年の修了実績(98%)を維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年の修了実績(98%)を維持 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・実習生に対する再指導等が具体的に策定され、実習生の修了率は昨年を上回る99.7%となっている。 | |

| | | | | |
|---|--|---|---|--|
| <p>(d) 訓練機材の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術革新等に対応し、より効果的な訓練を実施するため、情報通信等の訓練機材を整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術革新等に対応し、より効果的、効率的な訓練を実施するため、各種装置、教材を設置 ・訓練機材等の見直し | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり船舶自動識別装置が日本丸、海王丸、青雲丸に設置される等、各種装置、教材が設置されている。 | |
| <p>(e) 意見交換会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と意見交換会を年間8回程度開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と意見交換会を年間8回程度開催 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・船員教育機関及び海事産業界と10回の意見交換がなされている。 | |
| <p>(f) 実習生による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識・技能及び資質の涵養に関する指導の適切な評価並びに指導要領の再編に資するため実習生による評価を年間12回程度実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・実習生による評価を年間22回程度実施し結果を訓練に反映 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査が22回実施され、結果を訓練に反映させることを検討している。 ・また、アンケートによる実習生の生の声を航海訓練や船内環境の改善に活かしている。 | |
| <p>(g) 職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員としての資質向上を図るための研修を計画、延べ135名以上 ・海外留学の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・職階別、職務別に延べ30名以上に対し内部及び外部研修を実施 ・船員に対する船内研修を実施 ・海外留学を継続実施 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・I S P S 研修等延べ166名に各種研修を行い、海事関係諸機関から受け入れた研修員の知見を活用し船内で14回の研修を行っている。 ・引き続き海外留学が実施されている。 | |
| <p>(h) 安全管理の推進</p> <p>管理体制の充実及び個人の意識啓蒙に努める。</p> <p>船舶安全運航管理システムを確立</p> <p>健康保持増進計画を確立</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・船舶安全運航管理システムのサブシステムの策定を進める ・健康保持増進に係る基本計画及び年度ごとの実施計画を策定 ・安全衛生及び安全管理に関する意識啓蒙 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理サブシステムの策定が完了している。 ・健康保持増進活動計画を策定し、それに基づき活動している。 ・季刊誌の発行等を通じて意識啓蒙が図られている。 | |

| | | | | |
|--|---|---|---|--|
| <p>(i) 自己点検・評価体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海訓練の現状の把握、点検・評価及び将来的改革の方向の検討のため、自己点検・評価を試行 ・期間中に評価体制を確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・航海訓練の実績に係る成果を指標化する手法を試行し、内部評価体制の確立への検討 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・内部評価の一環として練習船に対する教育査察が実施され、結果を具体的に明確化し各船に通知することにより訓練のレベルアップが図られている。 ・航海訓練の実績に係る成果を指標化する手法を検討している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検結果を具体化していく手法は高く評価できる。 |
| <p>(2) 研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人航海訓練所法に基づき、航海訓練に関する研究を実施 <p>(a) 研究件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30件程度の独自研究及び25件程度の共同研究を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・18件程度の独自研究および15件程度の共同研究の実施 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・23件の独自研究及び14件の共同研究が実施されている。 | |
| <p>(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究体制の一層の充実 ・自己点検・評価体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを活用した船陸間で連携する研究体制を推進 ・研究評価を実施し質の向上 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・船陸間のネットワークを活用して、グループ研究に係わるデータ送受及び意見交換の迅速化を図り、事前評価、中間評価及び事後評価を実施し、研究活動が活性化されている。 | |
| <p>(3) 成果の普及・活用促進</p> <p>(a) 技術移転の推進に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修員の受入れ 15機関300名程度 ・船員教育専門家の国外派遣 10名程度 ・専門分野の委員派遣 95名程度 ・国際会議等への参画 6件程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修員の受入れ 15機関60名程度 ・船員教育専門家の国外派遣 2名程度 ・専門分野の委員派遣 19名程度 ・国際会議等への参画 1件程度 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・実績は、研修員の受入れ12機関178名、船員教育専門家の長期派遣2名、短期派遣2名、専門分野の委員派遣23名、国際会議への参画3件であり、着実に技術移転が実施されている。 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| (b) 研究成果の普及・活用促進 ・30件程度の論文発表 ・25件程度の学会発表 ・必要に応じて特許等の出願 | ・6件程度の論文発表 ・5件程度の学会発表 ・必要に応じて特許等の出願 | 2 | ・10件の論文発表及び13件の学会発表が行われ実績は目標値を上回っている。また、訓練機材に関する特許を1件出願している。 | |
| (c) 海事思想普及等に関する業務 ・練習船の一般公開並びに小中学校児童等を対象とする見学会を実施 ・海事思想普及等に関する業務のあり方を検討 | ・練習船の一般公開25回程度 ・小中学校児童等を対象とする練習船見学会15回程度 ・総合学習として位置づけた練習船見学会のさらなる発展 | 3 | ・実績は一般公開34回、練習船見学会27回であり目標値を上回っている。 また、総合学習として地域と連絡を密にし小学生等が興味を引く内容の見学会とする等工夫がなされている。 | ・練習船の一般公開、見学会は、見学者の安全の確保等大変な労力を必要とするが、そのなかで「見学する」から「触れてみる」への転換を図り、海事思想の普及に大いに貢献したことは評価できる。 |
| (d) 広報活動の推進 ・広報活動のあり方を見直し ・情報開示体制を確立 | ・広報委員会の積極的運営 ・複数の媒体を使った情報の発信 ・練習船を使った広報活動 | 2 | ・ホームページのリニューアル、広報紙の発行、港のイベントに練習船を参加させる等広報活動が実施されている。 | |
| 3. 予算，収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保 ・受託収入、証明書発行手数料等の徴収 | ・新たな自己収入の確保 | 2 | ・新たな自己収入の確保については、自動販売機の施設使用料を収受可能としている。 ・実習生を委託している各教育機関等からの受託料については徴収する方向で高専を除く各教育機関から大筋の合意を得ている。 | ・受託料については、まだ、徴収にいたっていないが、各教育機関と合意に至るには大変な努力があったことが認められる。 |
| (2) 予算，収支計画及び資金計画 ・予算 ・収支計画 ・資金計画 | ・予算 ・収支計画 ・資金計画 | 2 | ・計画に従い適切に執行されている。 | |
| 4. 短期借入金の限度額 ・限度額・1,200百万円 | ・限度額・1,200百万円 | - | 平成15年度は該当なし。 | |
| 5. 重要財産の処分計画 ・次世代対応練習船の建造進捗状況に応じ、練習船「銀河丸」及び「北斗丸」を売却 | - | - | 平成15年度は該当なし。 | |

| | | | | |
|---|---|---|--|--|
| 6. 剰余金の使途 ・訓練機材の整備 ・安全管理の推進 ・研究の実施 | - | - | 平成15年度は該当なし。 | |
| 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 ・次世代対応練習船の整備 | ・次世代対応練習船の進水 | 2 | ・計画どおり次世代対応練習船の進水がおこなわれた。 | |
| (2) 人事に関する計画 方針 ・業務運営の効率化と人員配置の見直しによる人員の抑制 ・効率的な練習船運航体制の確立 ・船員法の完全適用に向けた予備船員制度の確立 人員に係る指標 ・期末の常勤職員数を期首の97%程度とする | ・次年度の人員抑制の具体策を検討 ・船員法完全適用に向け人員の抑制の観点に立った予備船員制度を具体的に検討し試行に備える | 2 | ・業務運営の効率化と人員配置の見直しにより、平成15年度期首において3名減となる職員数466名とし、さらに次年度において3名の人員抑制計画が策定されている。 ・船員法完全適用に向け人員の抑制の観点に立った予備船員制度について検討され方針が具体化している。 | |

<記入要領> ・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

- 3点：中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。
 - 2点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
 - 1点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
 - 0点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められず、業務改善が必要である。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

| 極めて順調 | 順調 | 概ね順調 | 要努力 | 評定理由 |
|-------|----|------|-----|---|
| | | | | 各項目の合計点数 = 51 項目数 (24) × 2 = 48 下記公式 = 106% |

- <記入要領> ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。
- （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が130%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が100%以上130%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が70%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

自主改善努力評価

| 評定 | 評定理由 |
|------------------|--|
| 相当程度の実践的努力が認められる | 昨年度開発した自学自習ソフトの活用、実習技法の工夫等により、実習生は実習訓練の実践的意義を明確にでき、実習への取組が積極的になり、技能向上がはかられる等の効果を上げている。 また、現役内航船の船長・機関長を、練習船での訓練状況を調査する目的で合計70日間にわたって乗船させ、職員に即戦力化に繋がる具体的な指導方法や、実習内容に関する助言を吸収する機会を設定したことは評価できる。 |

- <記入要領> ・自主改善努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、評定欄に「相当程度の実践的努力が認められる」と記入し、認められない場合には「-」と記入する。いずれの場合においても、その右の「評定理由」欄に、取組みの事例を含め、その理由を記入する。

業務全般に関する意見

練習船の一般見学会等の実施により、国民全般への海事思想の普及に大いに貢献している点は高く評価でき、今後ともこうした努力を期待する。
実習訓練に求められる内容が内航・外航業界のニーズの変化に伴い多様化しており、航海訓練所は引き続き迅速にそうしたニーズに応える必要がある。
練習船5隻体制における実習訓練のあり方について、引き続き検討を続けていただきたい。

- <記入要領> ・業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、本欄には、総合的な評定について必要な場合に付される意見を記入する。（業務運営評価、自主改善努力評価及び本意見をもって総合的な評価とする。）